

## 指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ②

1 施設の概要

施設名	香川県総合運動公園	所在地	高松市生島町614番地
設置目的	本県におけるスポーツの向上発展に寄与することを目的として設置		
規模	野球場（2面）、サッカー場（2面）、テニスコート（20面）、相撲場（3土俵）、多目的広場	設置年月日	昭和57年7月1日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	いくしまスポーツチャレンジ共同体	指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日
委託業務の内容	①施設利用に関する業務 ②施設の維持管理に関する業務 ③利用料金の収受に関する業務 ④その他指定管理者が行うスポーツ振興事業など総合運動公園の円滑な管理運営を図るために必要な業務	県からの委託料	平成30年度 95,480千円 令和元年度 96,464千円 令和2年度 96,088千円 令和3年度 95,201千円 令和4年度 95,639千円
導入効果	①経費節減 指定管理者制度導入前と比べ、年平均約200千円節減 ②施設管理、法令等の遵守等 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を実施 ③サービス水準の維持・向上 利用者のニーズに則した新たなスポーツプログラムを実施 利用時間延長 テニスコート（県直営時 9：00～17：00 → 指定管理 8：00～17：00）		

3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の管理形態	指定管理
理由	①管理・運営経費の比較 直営に戻すよりも、指定管理者制度を継続する方が、経費面で有利であると考えられる。 ②事業の実施内容 上記のとおり、従前の管理水準や仕様書等に定める水準が実施され、利用者サービスの向上が図られている。 ③施設管理の状況 安全性の確保、快適な施設環境の維持など施設設備の管理が適切に実施されている。 上記①～③の理由より、今後も引き続き指定管理者制度を継続する。

指定管理者制度を更新する場合

選定方法	公募
非公募の場合、その理由	